

政策評価の取組方針について

資料 4

1 経 緯

美里町における行政評価は、いわゆる事務事業評価として平成19年度に試行し、平成20年度から正式導入したものの、事務事業評価という特性から、評価対象となる事務事業が相当数に及び総花的評価となる一方で、事務事業が先行するあまり総体的な視点を失い、政策・施策の推進に対し期待されたほどの成果が得られていないなどの反省から、従来の評価方法に代え、「町の政策について専門的な知見から調査、研究及び検討を行い、助言等を行う」ものとして、平成22年度に美里町行政評価委員会設置要綱を一部改正し、個別分野における評価を実施してきたところである。

なお、平成24年度には「行政評価」を「政策評価」に要綱上の用語整理を行っている。

2 行政評価委員会の意見

平成22年度から平成23年度にかけて「行政評価の取り組みについて」をテーマに実施した行政評価（総務部会評価委員 宮城大学事業構想学部 教授 徳永幸之委員）では、行政評価を「事業の効率化に対して、事業の運用面からアプローチをする。その事業の実施が効率的に実施されているかを評価するもの」とし、政策評価を「政策（総合計画）を効果的に進めるために、事業の制度上の側面からアプローチをする。その事業を（現行制度の中で）実施することが政策の実現にどれだけ効果的になっているのかを評価するもの」とその概念を整理している。

言い換えれば、事務事業そのものの生産性を評価するのが行政評価であり、政策に対する有効性を評価するのが政策評価であると言える。

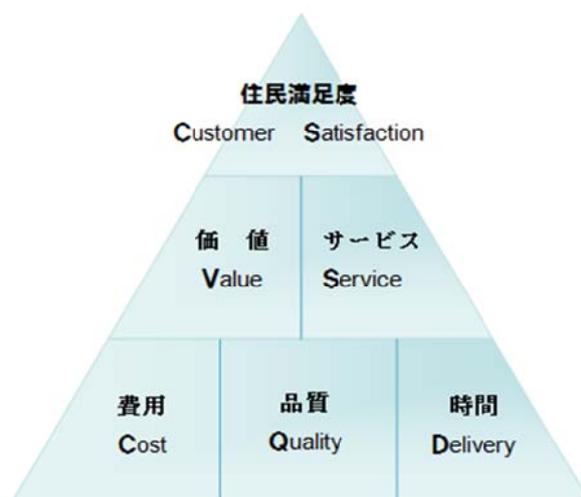
3 美里町総合計画における整理づけ

美里町では、平成23年度に美里町総合計画の見直しを行ったところである。改定後の総合計画では、24の政策及びこれに連動する63の施策から構成されている。引き続き、「一人ひとりが輝き、ともに生きるまちづくり」を基本理念に「人つどい、共に築く、幸せと豊かさを実感できる町」を目指すこととしている。

総合計画では、計画の進行管理を行う上で、政策、施策の各段階において指標設定を行っている。

政策段階においては、住民満足度を指標として採用。評価の客観性を確保するとともに、定点観測を行うことにより、住民の生活実感を定量的に定期的に把握し検証することとしている。

また、施策段階においては、政策目標を補完する定量的又は定性的な指標を設定し、評価視点の多様性を確保したところである。



【住民満足度を構成する要素】

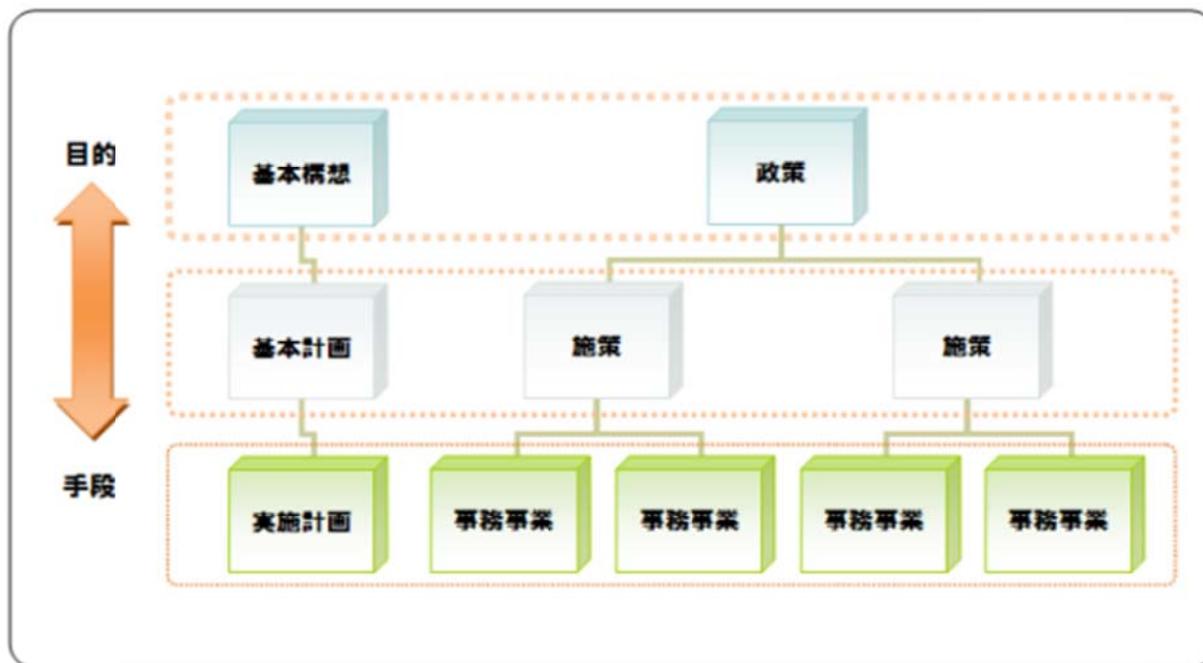
4 政策評価の視点整理

美里町における政策評価の視点を、次のとおり整理する。

美里町総合計画においては、政策をピラミッドの頂点に配し、施策、事務事業と順次ブレイクダウンする三層構造を採用し、基本構想、基本計画、実施計画とイコールとしている。また、政策、施策、事務事業は、それぞれ目的と手段の連鎖構造を意味するものとしている。

三層構造に見る政策とは、分野別、階層別に便宜上区分した狭義の政策と、施策や事務事業を包含するとする広義の政策がある。また、この三層構造を目的と手段の関係から見ると、最上位の目的は政策であり、最前線の手段は事務事業である。また、最も具体的な手段も事務事業である。事務事業には法令や条例、計画、人事、予算などの具体的要素が備わっているからである。これに対し、政策や施策はその方向性を示す理論的な要素である。上位目的との連鎖構造を確保するための形成過程を踏むことにより、事務事業が意味あるまとまりとして施策を形成し、同様に施策の意味あるまとまりが政策を形成することとなる。

このことから、本町における政策評価は、政策を形成する要素である施策段階に視点を置いた評価とする。



5 政策評価の位置づけと仕組み整理

次に、政策評価の位置づけと仕組みについて整理する。

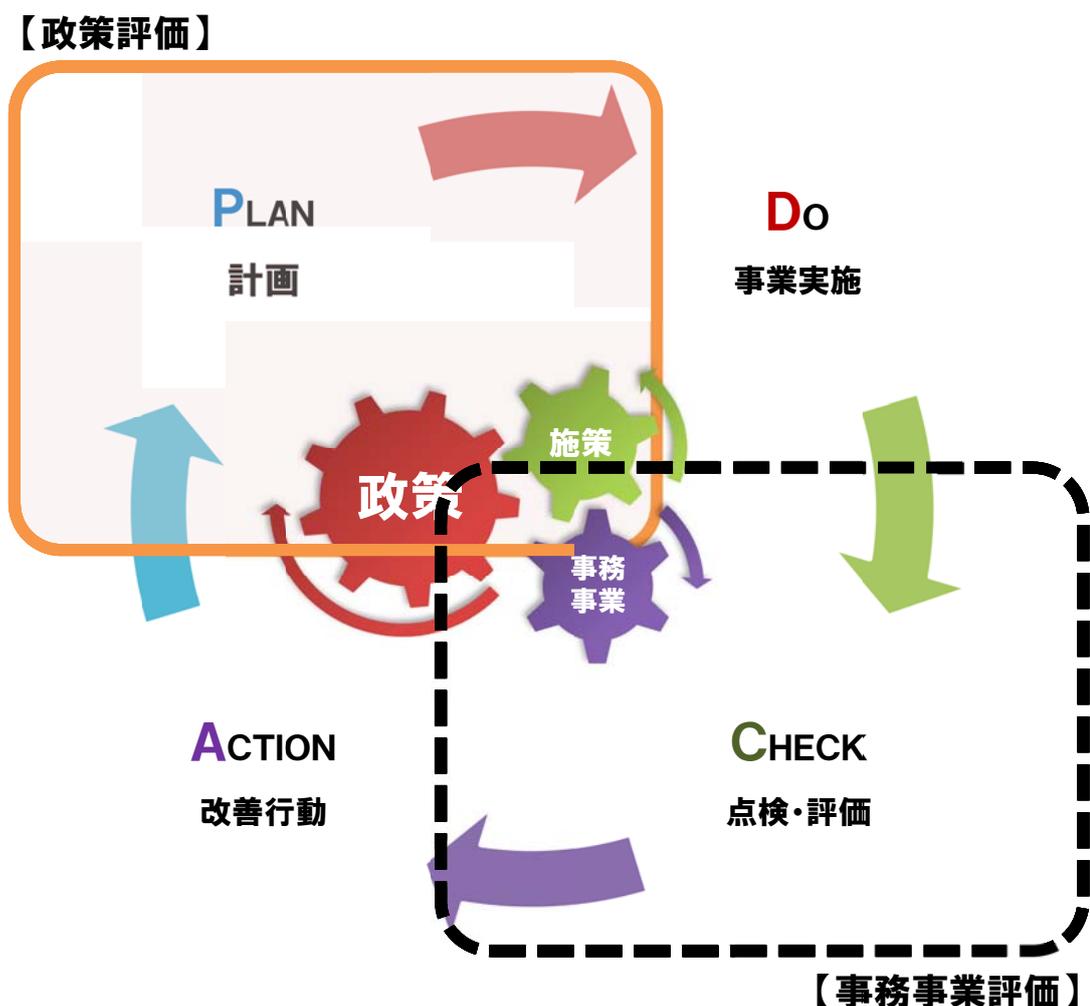
従来、行ってきた行政評価は、いわゆる PDCA マネジメントサイクルに固執するあまり、事業完了後の評価となり、結果として1年の遅れを解消できず評価結果を改善行動に反映することができなかった。これを解消する方法として中間評価を導入する自治体もあるが、評価作業に対する負担が増大し、結果として評価自体が形骸化することが懸念されている。

政策評価は、先述したとおり、「上位目的との連鎖構造を確保するための形成過程を踏むことにより、

事務事業が意味あるまとまりとして施策を形成する」といった点に着眼し、事務事業の生産性評価から、政策・施策に対し、いかに貢献できるかの有効性に重点をおいた評価とする必要がある。また、総合計画における施策目標の進行管理との棲み分けも必要になる。

このことから、本町における政策評価は、施策形成過程における事務事業のプランニングに焦点を絞り、有効性を確保する事前評価として位置づける。また、事前評価の特性を生かし、適切な時期に評価を実施することにより、翌年度事業への反映を可能にするものである。

なお、政策評価としては施策形成過程の事前評価とするものであり、事務事業の成果把握や改善行動は「主要な施策の成果」の編成を通じ、引き続き実施するものである。



6 政策評価の形態

政策評価は、自己評価を基本とする。

また、外部評価として、美里町政策評価委員会を位置づけるものとし、外部評価の対象とする施策については、総合計画における主要課題を考慮するとともに施策連携や相乗効果等も考慮し、別途設定するものとする。このことから、評価委員の選任については、専門的な見識を有する委員とする。

なお、政策評価の結果については、有効な手段を示唆するものであることから、可能な限り反映に努めるものとする。

7 政策評価の取り組み方針

美里町における政策評価については、次の方針のもとに実施するものとする。

- ① 政策評価は、自己評価を基本とする。また、客観的視点を考慮するため、外部評価を実施する。
- ② 政策評価は、政策に対する事務事業の有効性評価とする。
- ③ 政策評価は、政策の形成要素である施策段階に視点を置いた評価とする。
- ④ 政策評価は、施策形成過程における事前評価とする。
- ⑤ 政策評価における評価結果は、有効な手段を示唆するものであることから、適切な反映に努める。